

法第 2 条（用語の定義）特殊建築物、建築設備、居室、主要構造部

集会場

次の建築物は、集会場の用途に供するものとして扱う。

- ① 研修所又は大会議室を有する「青少年勤労福祉会館」に類するもの
- ② 大会議室を有する「組合会館」に類するもの
- ③ 大会議室を有する宗教団体の建築物（礼拝堂を除く。）